

## 処遇改善加算・特定処遇改善加算による職員の処遇改善の

### 取り組みについて

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。令和元年（2019年）10月の消費税引き上げに従う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的取組（賃金改善以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

## ○加算取得状況

### 障害福祉サービス

事業所名	サービス区分	処遇改善加算		特定処遇改善加算		ベースアップ等支援加算
		加算区分	加算率	加算区分	加算率	加算率
指定障害福祉サービス事業所ハーモニー	就労継続支援B型	加算Ⅰ	5.4%	加算Ⅰ	1.7%	1.3%

## ○職場環境の改善等の取り組みについて

	職場環境要件項目	当法人としての取組
<p>入職促進に向けた取組</p>	<p>○他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築</p>	<p>○無資格者・未経験者の採用実績があり、資格取得まで業務のサポートを行っている。</p>
<p>資質の向上やキャリアアップに向けた支援</p>	<p>○働きながら介護福祉士等の資格取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとするもの者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害者支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む。）等</p> <p>○上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保</p>	<p>○働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講の支援及び、サービス提供責任者研修に対する受講支援を行っている。</p> <p>○職員が研修や講習を受けやすくするため、勤務シフトの考慮等を行っている。</p> <p>○定期的な面談の機会の確保を行い、上位者（施設長）との面談の中でキャリアアップ等に関する相談を行っている。</p>
<p>両立支援・多様な働き方の推進</p>	<p>○有給休暇が取得しやすい環境の整備</p>	<p>○有給休暇取得推進を積極的に行っている。</p>
<p>やりがい・働きがいの構成</p>	<p>○ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善</p>	<p>○随時ミーティングを行い、情報の共有、業務内容や支援内容の改善を図っている。</p>